



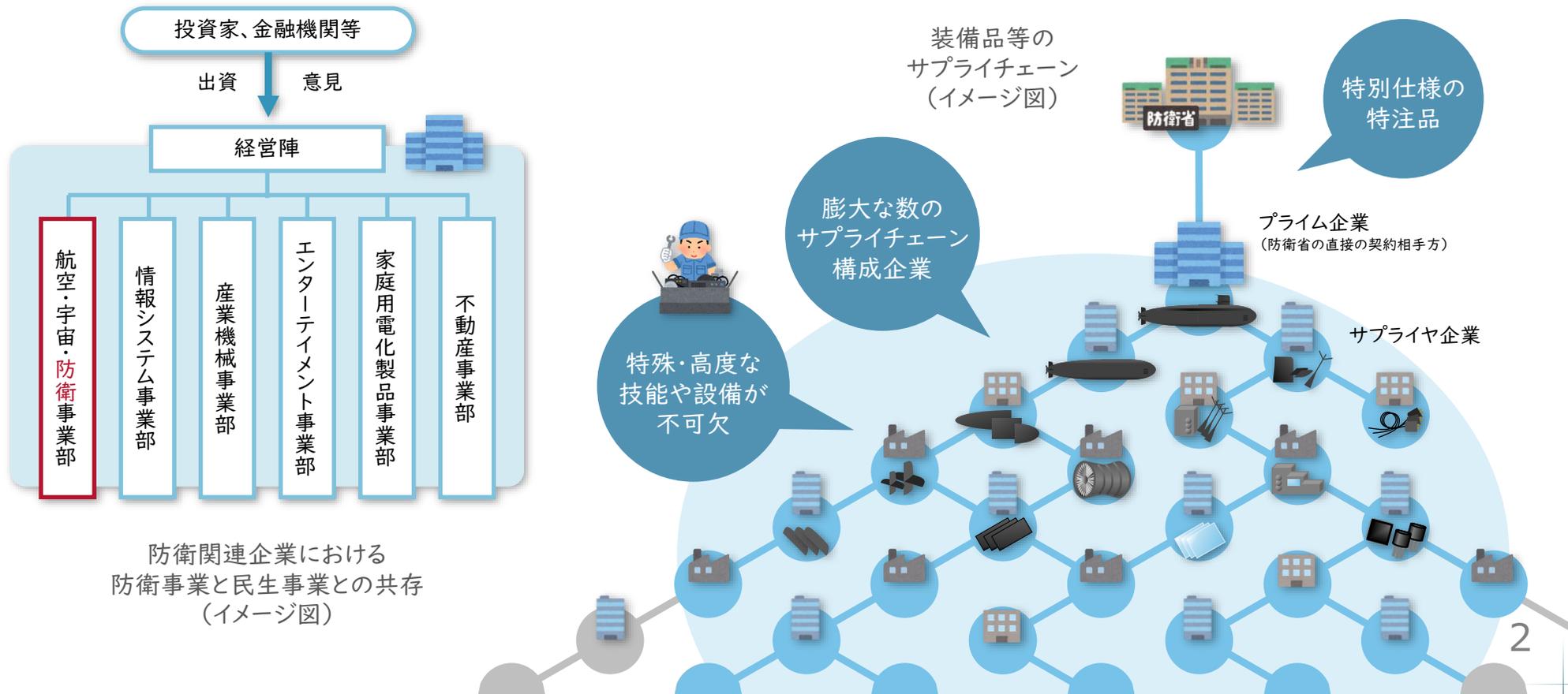
我が国の防衛産業と装備移転

令和6年10月
防衛省

1. 我が国の防衛産業の現状
2. 防衛生産基盤の強化
3. 装備移転の推進
4. 今後の防衛産業政策の在り方

我が国の防衛産業

- ▶ 自衛隊は、高度な技術の適用された装備品等を用いて初めて、我が国防衛の任務を全うできる。すなわち、装備品等の開発・生産を担う**防衛生産・技術基盤は、我が国の防衛力そのもの**。その基盤は、大企業から中小・小規模事業者まで、**多数の民間企業(防衛産業)**により構成されている。
- ▶ 防衛産業は、様々な産業分野(武器等製造業、造船業、航空機製造業等)にわたる**横断的な産業**であるとともに、我が国では、多くの企業において、**防衛事業を専業とするのではなく、民生事業とともに営まれている**。



基盤を国内に維持し、強化する必要性

- ▶ 国土特性等に適合した装備品等を取得することは、我が国防衛の観点から極めて重要。
- ▶ 経済安全保障の観点からも我が国の自律性の確保及び不可欠性の獲得が喫緊の課題。また、コロナ禍に起因する供給不足等によりサプライチェーン維持の重要性も改めて浮き彫りとなった今、防衛生産・技術基盤を国内に維持し、強化する必要性は一段と高い。

従来からの考え方

主体性の確保

- 国土特性等への適合性
- 維持整備等の基盤
- 機密保持
- 他国の輸出規制の回避

抑止力・交渉力

- 必要な装備品を迅速に構築する能力による抑止
- 輸入品のバーゲニングパワー

波及的効果

- 国内雇用の創出・保持
- 最先端技術のスピノフ、産業全般の技術力の向上

昨今の情勢

経済安全保障の観点からの
我が国の自律性の確保及び不可欠性の獲得が
喫緊の課題に

- ▶ 経済的手段による外的脅威の顕在化
- ▶ 米中の戦略的競争の激化
- ▶ 諸外国における国内産業重視の動き
- ▶ 各国による技術の囲い込み



▶ 国内調達要求の基準比率を75%に引き上げる連邦調達規則の改正案を発表(2021)



▶ 政府調達で推奨する企業や製品を記載した「安可目録」と呼ばれるリストを作成・施行した可能性(2019)



▶ 独立産業能力優先事項として10分野を指定し、当該分野の国内開発を促進(2018)



▶ 防衛力改善費のうち、国内支出80%以上を目標として設定する「韓国産優先獲得制度」を発表(2021)

国内基盤の必要性

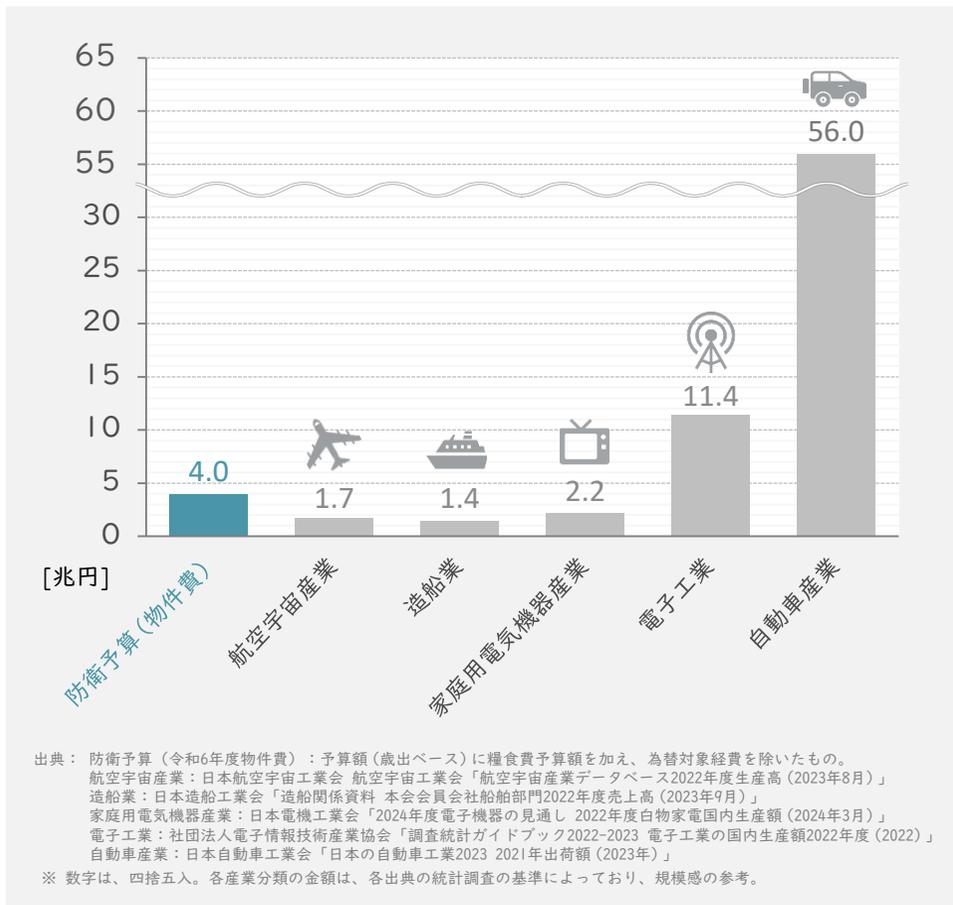
防衛生産・技術基盤を
国内に維持する必要性が、
従来以上に増大



我が国の防衛産業の概況①

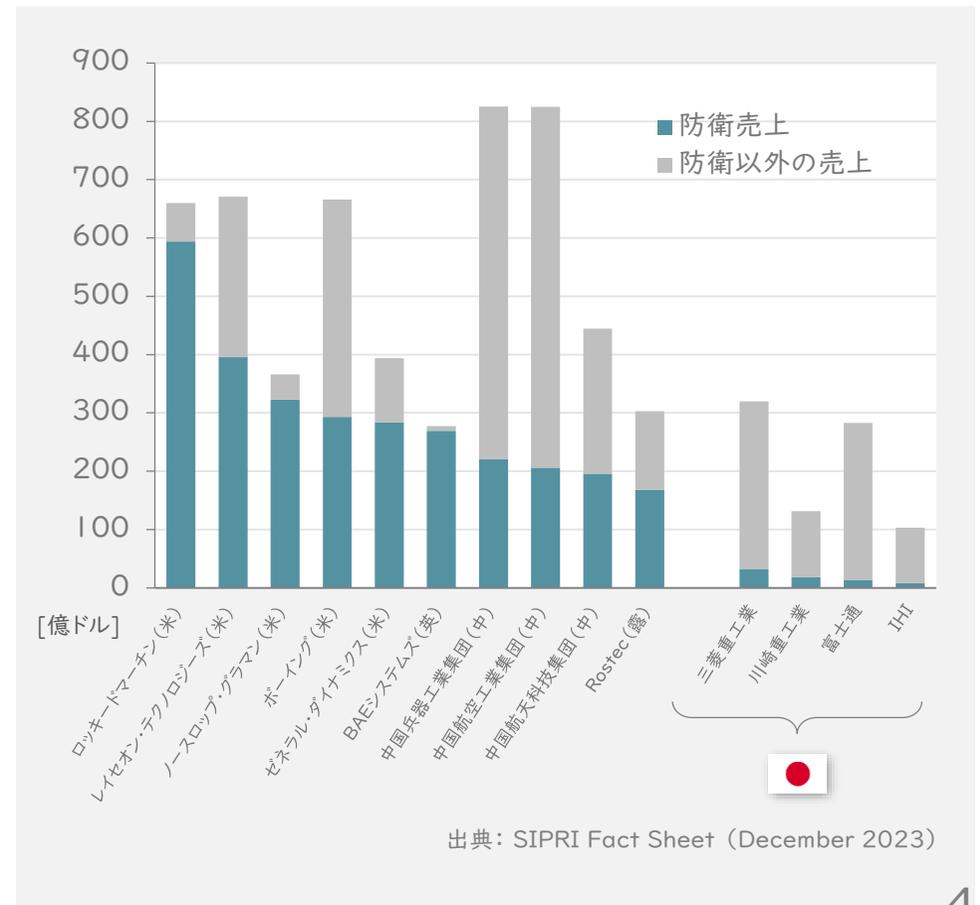
我が国における防衛調達規模

- ▶ 令和6年度予算において、
防衛調達に係る予算額(物件費)は約4.0兆円。
- ▶ 例えば家庭用電気機器産業を大きく上回る規模感。



世界の防衛関連企業の売上の規模

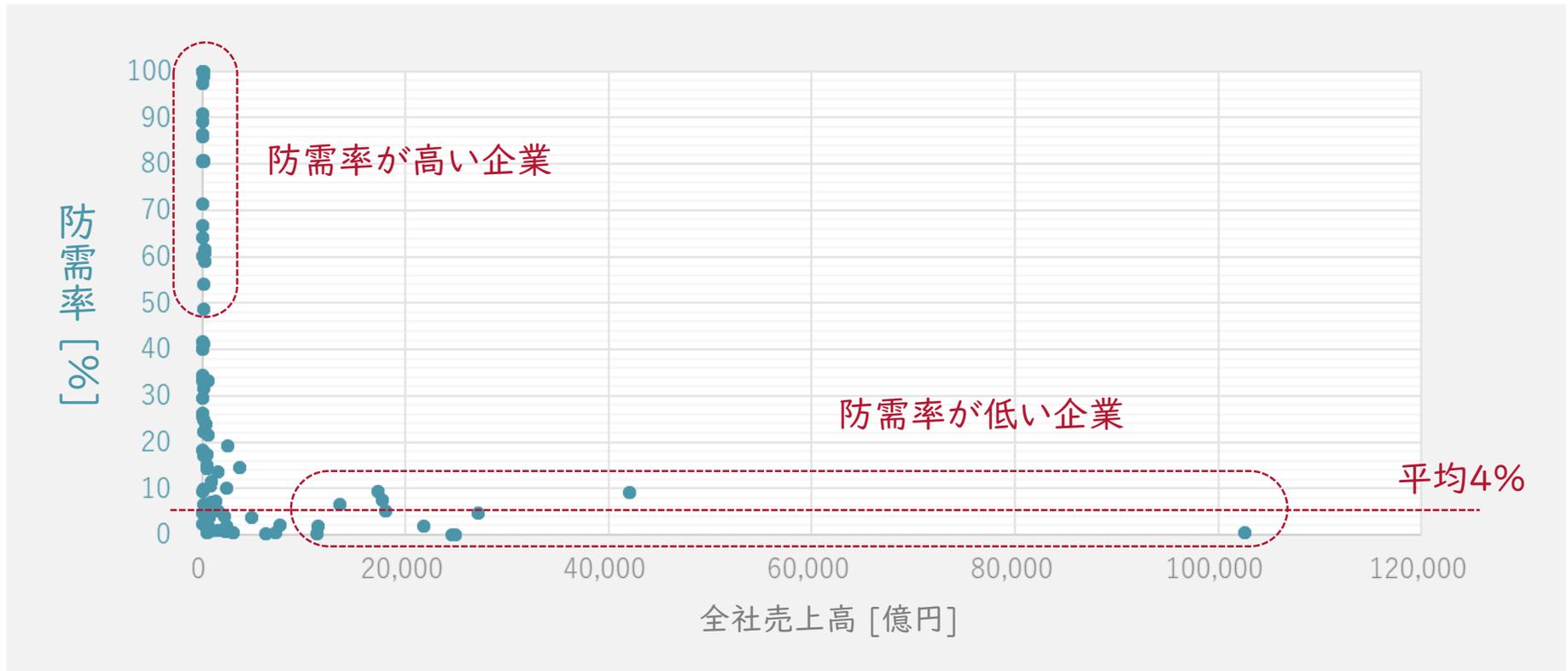
- ▶ 諸外国と比較して、我が国の防衛関連企業においては、
 - 防衛事業の規模
 - 全社に占める防衛事業の比率
 } ともに小さい特徴。



我が国の防衛産業の概況②

我が国の防衛産業における全社売上高と防需率

- ▶ **大企業は、防需率（全社の売上高に占める防衛事業の売上高の割合）が低く、10%未満を中心に分布。** 他方、**比較的規模の小さい企業においては、防需率が50%を超える企業も存在。**
- ▶ 全体の平均は約4%（令和5年度調査）。



出典（グラフ）：防衛装備庁装備政策部装備政策課防衛産業政策室 令和5年度「防衛産業の実態調査」結果（令和4年度実績）

※ 一般社団法人日本防衛装備工業会、一般社団法人日本航空宇宙工業会、一般社団法人日本造船工業会の正会員企業約191社中90社から得られた回答による。

防衛産業を取り巻く事業環境

令和4年度頃まで

- ▶ 企業にとって、民生事業と比して、多大な投資に見合った収益性を見込めない**防衛事業の魅力が低下**。
- ▶ 事業撤退が生起し、装備品等の可動率に影響を及ぼすなど、**防衛生産・技術基盤の脆弱化が進行**。

防衛生産基盤の強化のための各種施策の開始

- ▶ **防衛生産基盤強化法**を施行（令和5年10月～）。
- ▶ 企業の努力を適正に評価する利益の在り方へ、**調達制度を改善**（令和5年4月～）。

防衛予算の増加（令和5年度～）

- ▶ 防衛力整備計画において、防衛力抜本的な強化の実現のために**必要かつ十分な予算を計上**。
- ▶ 計画期間の事業費[※]は、17.2兆円程度から43.5兆円程度へ増額され、**我が国防衛産業の受注も大幅増**。

防衛装備移転三原則 運用指針の改正（令和5年12月・令和6年3月）

- ▶ 防衛装備移転は、**望ましい安全保障環境の創出**等のみならず、**防衛産業の成長性の確保**にも有効。
- ▶ 大企業のみならず、部品等のサプライヤとして参画する中小企業にも、途が拓かれた。

直近

- ▶ 防衛事業の魅力が回復し、設備・人員への投資が促進され、**防衛産業は活況を呈している**。
- ▶ 他方、企業においては、今後も発注規模が維持されるか等といった**中長期の見通しについて、不安も増大**。

※ 契約ベース。前計画（中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度））の計画額（契約ベース）17.2兆円程度に対し、今計画（防衛力整備計画）の計画額（契約ベース）43.5兆円程度。

我が国の防衛力の抜本的強化と経済成長

- ▶ 我が国の防衛力の強化と経済成長とは、それぞれ互いに不可欠の要素。
- ▶ 防衛産業は裾野の広い産業構造。また、防衛予算の約8~9割は国内向け支出。
防衛力の抜本的強化は国内産業に裨益し、防衛生産・技術基盤の強化は経済成長の観点からも重要。

サプライチェーン規模(例)

10式戦車

→ 約 1,300 社

(平成28年度 防衛装備庁調べ)



「あきづき」型護衛艦

→ 約 8,300 社

(平成25年度 日本造船工業会調べ)



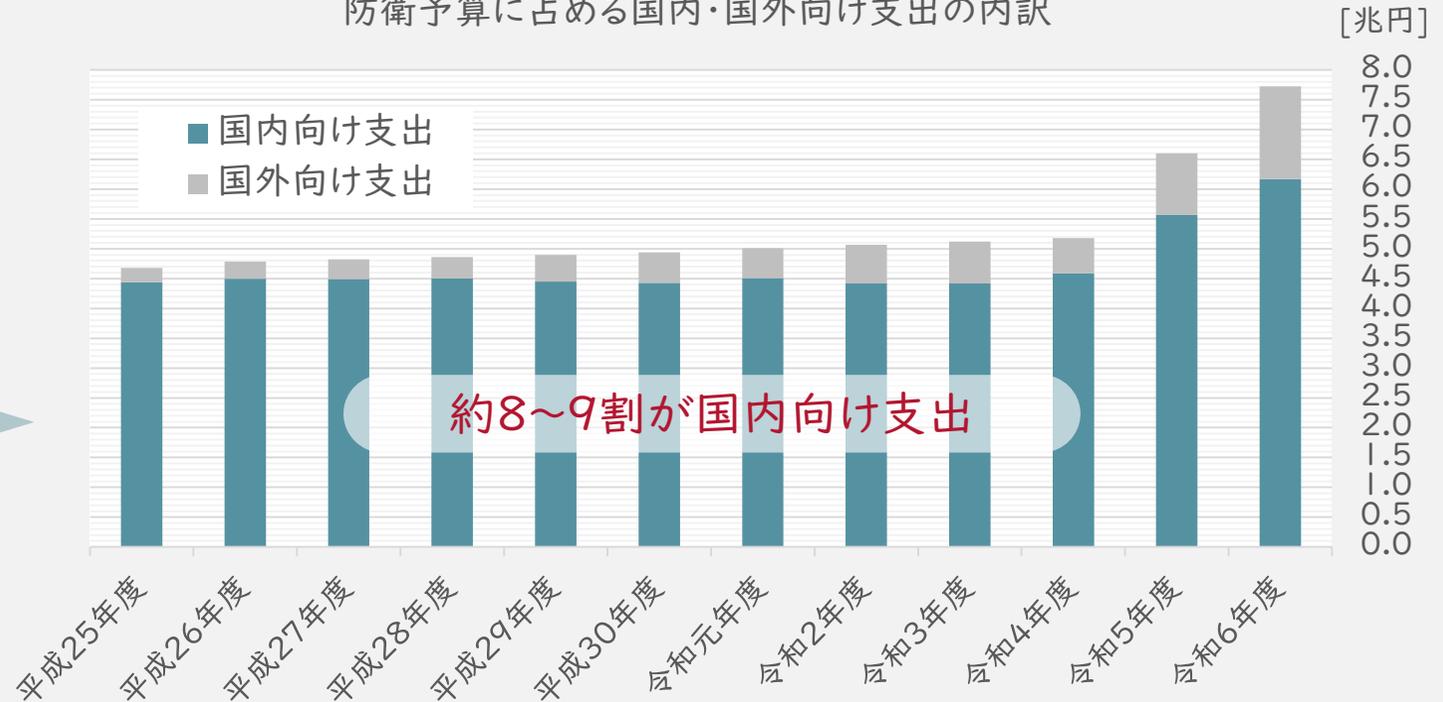
F-2戦闘機

→ 約 1,100 社

(平成29年度 日本航空宇宙工業会調べ)



防衛予算に占める国内・国外向け支出の内訳



注1: SACO関係費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費等を除く。

注2: 歳出ベースは、当該年度において支払われる予算の合計額。

注3: 国内予算比率は、歳出ベースのうち、FMS、一般輸入、国産品中の輸入(R&Dを含む)の予算を除いたもの。

注4: 令和3年度以降予算額にはデジタル庁に係る経費を含む。

1. 我が国の防衛産業の現状
- 2. 防衛生産基盤の強化**
3. 装備移転の推進
4. 今後の防衛産業政策の在り方

防衛産業が直面する様々な課題

サプライチェーンリスクの主な類型

1 事業撤退リスク

サプライヤの撤退や倒産により、当該サプライヤの生産する部品の供給が途絶するリスク



2 外国規制リスク

外国の国内法令の輸出規制等により、当該国での生産される素材や部品の供給が途絶するリスク



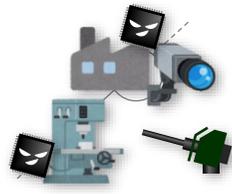
3 懸念部品リスク

悪意あるソフトウェアが組み込まれた部品等により、装備品等の機能・性能に支障を来し、又は情報が窃取される等のリスク



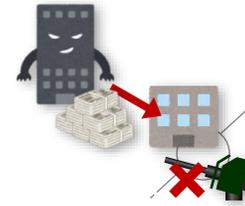
4 懸念工程リスク

製造設備の脆弱性や、懸念ある者への業務委託により、生産の停止や情報の窃取等が生起するリスク



5 外国資金リスク

投資を介した外国からの影響力の行使により、部品/役務の供給等が途絶するリスク



相次ぐ事業撤退

小松製作所 (2019年)	自衛隊車両の新規開発事業
ダイセル (2020年)	パイロット緊急脱出装置等
住友重機械工業 (2021年)	自衛隊向け新機関銃事業
三井E&S造船 (2021年)	艦船・官公庁船事業 ※ 三菱重工業が事業承継
横河電機 (2021年)	航空機用計器事業 ※ 沖電気工業が事業承継
KYB (2022年)	航空機器事業 (ブレーキ等の油圧機器等)

潜在的な
サプライチェーン
リスクの存在

サイバー
セキュリティ
リスク



防衛生産基盤強化法[†]

[†] 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)

1 防衛産業の位置付け明確化

- ▶ 装備品等の開発・生産の**基盤の維持・強化**について、その**重要性が一層増している**ことを明確化。
- ▶ **基盤強化の基本方針**を防衛大臣が定め、公表。

2 サプライチェーン調査

- ▶ 国が調査を実施し、**サプライチェーンリスクを直接把握**。
- ▶ 調査に対する**事業者の回答**については、**努力義務**。
→ 調査結果を基盤強化の措置に活用。



(4参考) 装備移転
移転対象となり得る防空レーダー

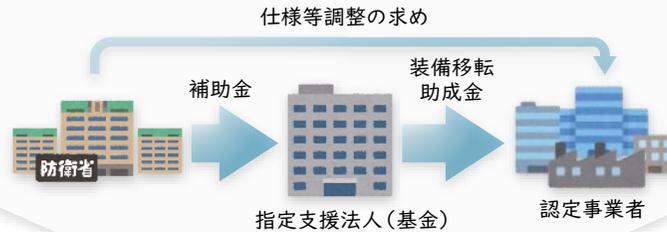
3 基盤強化の措置

- ▶ 基盤の強化に資する事業者の取組を認定の上、(サプライヤ企業に対しても)**直接的に経費を支払**。
→ サプライチェーンリスクへ対応し、基盤強化を推進。



4 装備移転円滑化措置

- ▶ 装備移転のため、移転対象の装備品等の**仕様・性能等**を国の求めにより**変更する場合に、必要な費用を助成**。



5 資金の貸付け

- ▶ 株式会社日本政策金融公庫により、**装備品等の製造等に必要な資金の貸付けを配慮**。



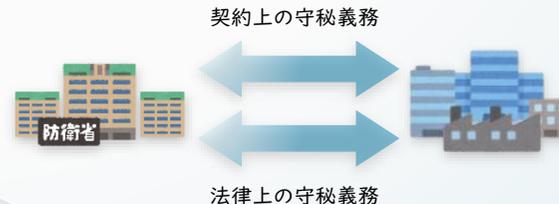
6 製造施設等の国による保有

- ▶ 他の措置を講じてもお他に手段がないとき、**国が製造施設等を取得し、事業者に管理を委託**。
→ 装備品等の製造等や適確な調達を確保。



7 装備品等契約の秘密保全

- ▶ 装備品等に関する機微な情報の保全強化のため、**契約上の守秘義務から法律上の守秘義務へ**。



(3-③参考) サイバーセキュリティ強化
基盤強化の措置(イメージ)



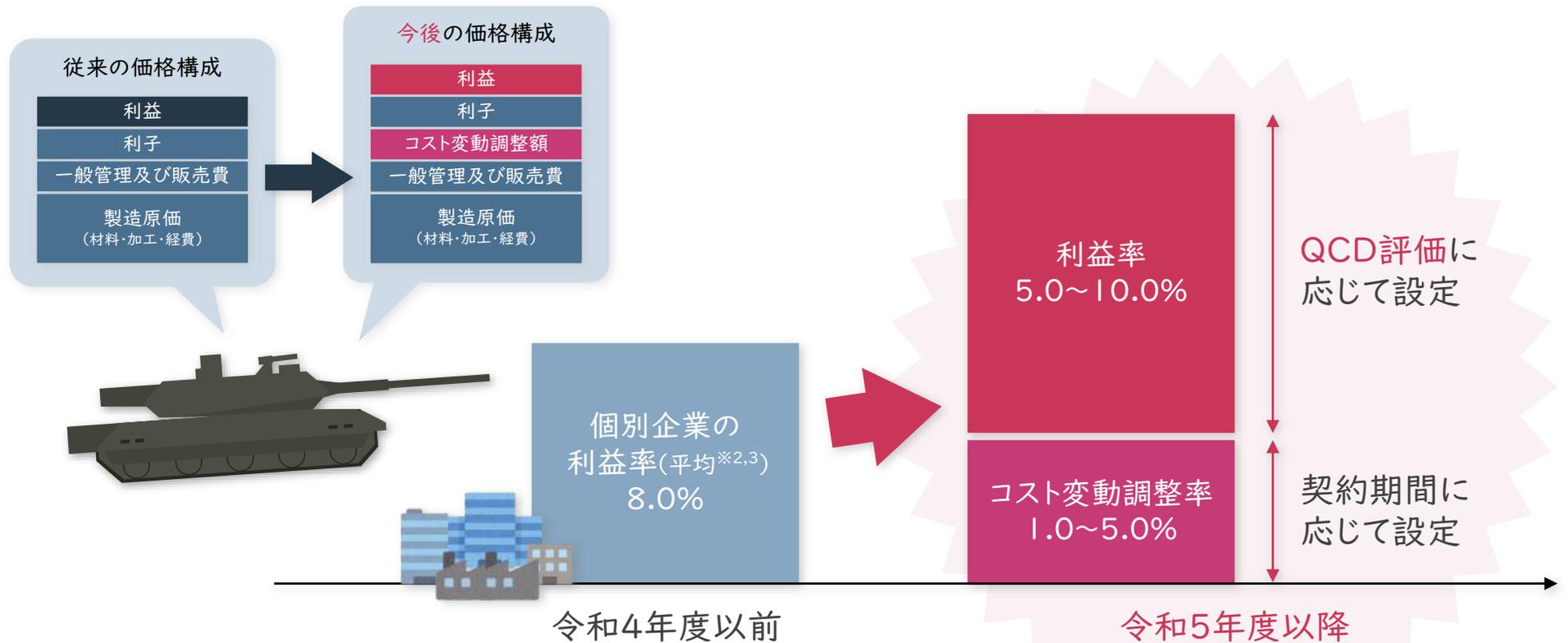
(3-②参考) 製造工程の効率化
上:従来の手作業による製造工程
下:金属3Dプリンタ導入による自動化(イメージ)



(6参考) 米国における製造施設等の国有事例
上:空軍 United States Air Force Plant4
下:陸軍 Joint Systems Manufacturing Center

企業努力を反映する適正な利益の確保

- ▶ 防衛事業は、高度な機能・性能や保全措置が求められ、多大な経営資源の投入が必要となる一方、企業から「契約履行中のコスト上昇等により、適正に利益を得られていない」等という声が散見。
- ▶ 令和5年度以降、品質・コスト・納期（Quality、Cost、Delivery）に係る企業の努力を反映した利益の在り方へ改善。適正な利益を確保。



※1 製造業における黒字企業の平均値(令和3年度)。

※2 経費率算定企業の予定価格算定上の利益率の平均値(令和3年度)。

※3 標準利益率に対して、個別企業における経営資本回転率により防衛事業の特性を反映し、調整したもの。

防衛産業への新規参入の促進

- ▶ 技術的優越の確保やサプライチェーンの強靱化のため、優れた技術・製品の発掘・活用は不可欠。
- ▶ **優れた技術を持つ中小企業等の新規参入を促進する機会**として、**防衛産業参入促進展**を、また、**経済産業省とともに、自衛隊ニーズとスタートアップ企業とのマッチングの合同推進会**を開催。

防衛産業参入促進展

防衛生産・技術基盤を維持・強化することを目的に、防衛産業に未参入の国内の有望な中小企業等を発掘、防衛関連企業や防衛省・自衛隊とのマッチングを図り、防衛産業に新規参入する機会を創出、促進する展示会を、平成28年度から累計21回を開催。

(令和6年度は、名古屋(10月)・東京(12月)において実施予定。)



新規参入相談窓口

防衛産業への新規参入を目指す企業向けに、ホームページ上に一元的な相談窓口を開設。



スタートアップ活用に向けた合同推進会

経済産業省が保有するスタートアップ支援の枠組みやネットワークを活用し、防衛省・自衛隊のニーズとスタートアップ企業のマッチングを図る機会として、令和5年度から計5回を開催。

(次頁詳細)

スタートアップ活用合同推進会

(防衛省・経済産業省の合同開催)

概要

防衛省・自衛隊は、スタートアップ企業と連携し、現存する民生技術・既製品などを活用しながら、先端技術研究の成果を装備品等の研究開発に積極的に取り込むことで早期装備化を推進している。この一環として、経済産業省が保有するスタートアップ支援の枠組みやネットワークを活用し、防衛省・自衛隊のニーズとスタートアップ企業とのマッチングを図る機会を創出するための枠組み「防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会」を整備。

開催実績

第1回（令和5年6月16日）

- ・ 防衛省から、新規参入の取組、安全保障技術研究推進制度、橋渡し研究、早期装備化特区等について紹介。
- ・ 経済産業省から、スタートアップ支援施策、J-Startup選定企業等から防衛に活用し得る企業を紹介。

第2回（令和5年9月6日）

- ・ 第1回で経済産業省から紹介された企業のうち、防衛省内の希望を踏まえ、スタートアップ企業4社を招聘し、企業ごとに各自衛隊、本省及び防衛装備庁とのマッチングを実施。

第3回（令和5年10月31日）

- ・ 第2回同様、スタートアップ企業等4社を招聘し、企業ごとに各自衛隊、本省及び防衛装備庁とのマッチングを実施。

第4回（令和6年1月12日）

- ・ 経済産業省の支援策等の活用実績があるベンチャーキャピタル（VC）のうち、安全保障分野に活用し得る技術分野であることを投資先を決定する上での柱の一つとするVC4社を招聘し、当該4社からスタートアップ企業の選定時の着眼点や投資等の基準のほか、投資先のスタートアップ企業の技術・製品等の紹介を受け、意見交換を実施。

第5回（令和6年9月18日）

- ・ 経済産業省のスタートアップ企業等に関する情報や、防衛省内の希望等を踏まえ、スタートアップ企業等を招聘し、企業ごとに防衛装備庁、本省及び各幕僚監部とのマッチングを実施。
- ・ 今後の防衛省の装備政策・経済産業省の産業政策を連携させた、エコシステムの構築に関する意見交換を実施。

対象技術（例）

- ・ 人工筋肉を活用した、作業者の負担を軽減するアシストスーツ
- ・ 長距離無人航空機等を活用した広域災害対策情報支援
- ・ ドップラーライダー（風況リモートセンシング）を活用したドローン検知・識別
- ・ 3Dプリンターによる断熱性・耐震性に優れた住宅施行
- ・ AI/ロボティクス・画像処理技術を活用した工場・倉庫の自動化ソリューション 等

防衛産業保全の強化

1 国際水準を踏まえた防衛産業保全の強化

- ▶ 米国からの最先端の装備品等の導入や、国際的な共同研究・開発・生産が進む中、諸外国との機微な情報の共有のため、**国際的な保全水準を踏まえた保全制度の強化が不可欠。**

➡ 令和5年6月、防衛産業保全マニュアルを策定し、国内外の関係機関等に周知。



2 産業サイバーセキュリティの強化

- ▶ 装備品等や防衛産業のICT化が進む中、**国家が関与するサイバー攻撃集団**を含め、脅威が高まっている。

➡ 防衛産業サイバーセキュリティ基準の防衛産業における着実な実施。



3 技術管理の強化

- ▶ 民生技術を含め外国の先端技術を収集し、軍事に転用する動きが活発化する中、**防衛産業を含めた産業全体の技術管理が課題。**

➡ 特許出願非公開制度等の経済安全保障施策と連携した技術管理を実施。



1. 我が国の防衛産業の現状
2. 防衛生産基盤の強化
- 3. 装備移転の推進**
4. 今後の防衛産業政策の在り方

装備移転の意義

国家安全保障戦略（令和4年12月16日 国家安全保障会議決定・閣議決定）抄

エ 防衛装備移転の推進

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。

防衛力整備計画（令和4年12月16日 国家安全保障会議決定・閣議決定）抄

3 防衛装備移転の推進

防衛装備移転については、同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻を抑止するための外交・防衛政策の戦略的な手段となるのみならず、防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的である。このため、政府が主導し、官民の一層の連携の下に装備品の適切な海外移転を推進するとともに、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行っていく。

中東

我が国のシーレーンの
安定的利用等の重要性を踏まえ
防衛協力を進める。

欧州

欧州及びインド太平洋
地域の課題に
相互に関与を強化。



次期戦闘機（イメージ）

南アジア（特にインド）

幅広い分野において、二国間交流等を
更に進化させるとともに
装備・技術協力等を推進。

米国

あらゆる段階における
共同の実効的な対処の基盤を強化。
サプライチェーンの強化に係る取組等、
装備・技術協力を一層強化。

東南アジア

インド太平洋地域の安全保障を安定化し、
地域の安定化を目指す。

豪州

「特別な戦略的パートナー」として、
緊密な協力関係を構築し、
装備・技術協力等を深化。



ペトリオット・ミサイル



警戒管制レーダー

装備移転の具体的事例

平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転

- ◆ 大型巡視船のフィリピン沿岸警備隊への移転
- ◆ テロ対策機材(防弾衣・防弾盾)のフィリピン国家警察等への移転



大型巡視船



防弾ベスト



防弾プレート



防弾盾



具体的な案件として調整中

- ◆ 艦船搭載用複合通信空中線(ユニコーン)のインドへの移転



米国からのライセンス生産品に係る完成品・部品や役務の提供

- ◆ F100エンジン部品の米国への移転



F100エンジン部品

- ◆ F-15慣性航法装置部品の米国への移転

- ◆ ペトリオットPAC-2の部品の米国への移転

- ◆ ペトリオット・ミサイルの米国への移転

我が国の安全保障に資する海外移転

国際共同開発・生産に関する海外移転

- ◆ 次期戦闘機の日英伊共同開発



次期戦闘機(イメージ)

- ◆ イージス・システムに係るソフトウェア及び部品等の米国への移転

※ これらのほかに防衛装備移転三原則上、移転を認め得ると判断されたが、案件が具体化しなかったもの:

- ◆ 豪州将来潜水艦の共同開発・生産 等

救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転

- ◆ 練習機TC-90のフィリピンへの移転【救難・輸送・警戒・監視】

- ◆ フィリピンへの警戒管制レーダーの移転【警戒・監視】



練習機TC-90



固定式レーダー



移動式レーダー



防弾チョッキ



防護衣



防護マスク

国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して
自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する
装備品等に含まれる防衛装備

- ◆ 防弾チョッキ、防護衣・防護マスク、1/2トラック・高機動車・資材運搬車のウクライナへの移転



1/2トラック



高機動車



資材運搬車

移転管理の変遷

1967年～
(昭和42年～)

武器輸出三原則
【佐藤栄作総理答弁】

下記地域以外へは
輸出可能

- ▶ 共産圏諸国
- ▶ 国連禁輸国
- ▶ 国際紛争当事国等

武器輸出三原則による
輸出禁止地域

1976年～
(昭和51年～)

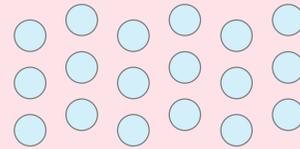
政府統一見解
【三木武夫総理答弁】

下記地域以外へも
輸出を慎む
(実質的な全面禁輸)

- ▶ 共産圏諸国
- ▶ 国連禁輸国
- ▶ 国際紛争当事国等

1983年～
(昭和58年～)

18回の例外化
【官房長官談話・関係省庁了解】



個別に例外化

- ※ 対米武器技術
供与取極(昭和58年)
(初めて例外化)
- ※ 平成17年度以降に係る
防衛大綱(平成16年)
(初めて共同開発・生産を例外化)

- ▶ 共産圏諸国
- ▶ 国連禁輸国
- ▶ 国際紛争当事国等

2011年～
(平成23年～)

防衛装備品等の
海外移転に関する基準
【官房長官談話】

1 平和貢献・国際協力
○ ○ ○ ……

2 国際共同開発・生産
○ ○ ○ ……

- ▶ 共産圏諸国
- ▶ 国連禁輸国
- ▶ 国際紛争当事国等

2014年～
(平成26年～)

防衛装備移転三原則
【閣議決定】

- ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- ② 我が国の安全保障に資する場合
 - ・国際共同開発・生産の実施
 - ・安全保障・防衛協力の強化
 - ・自衛隊の活動等に不可欠な輸出
 → 運用指針(NSC決定)で明確化

適正管理が
確保される場合に限定

- ▶ 国際約束や国連安保理決議に基づく義務に違反する場合
- ▶ 紛争当事国(国連安保理が取っている措置の対象国)

輸出禁止地域

輸出を慎む地域

輸出が認められる地域

防衛装備移転三原則 (平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定)

平和国家としての基本理念を維持

原則1 移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない。

- ① 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
(化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約等)
- ② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
(安保理決議第1718号(北朝鮮の核問題)や同第1929号(イランの核問題)等、特定の対象国への武器等の移転を防止することを決定する安保理決議 等)
- ③ 紛争当事国への移転となる場合
(紛争当事国: 武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国)

原則2 移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査。

- ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
 - ② 我が国の安全保障に資する場合
 - 我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の実施
 - 我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化
 - 装備品の維持を含む自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出
- (注1) 仕向先等の適切性・防衛装備の機微性を含め厳格に審査。
(注2) 審査体制・手続・基準等の透明性を確保。

原則3 目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定。

原則として、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける。

(注) 平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合等では、仕向先の管理体制の確認をもって管理を行うことも可能とする。

情報公開

- 防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議(NSC)に報告・公表。
- NSCで審議された案件については、従来以上に透明性に配慮しつつ、政府として、情報公開を図る。

運用指針の改正(令和5年12月・令和6年3月)

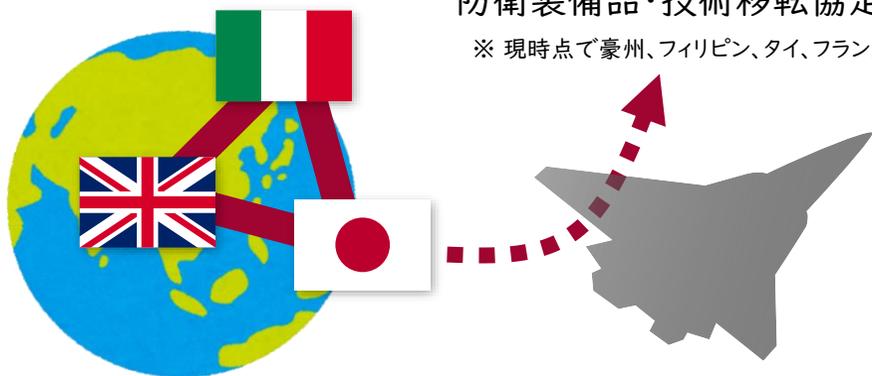
- ▶ 令和5年12月、国家安全保障戦略や与党ワーキングチームによる提言を踏まえ、**防衛装備移転三原則の運用指針を改正。**

(主なポイント)

- (1) **ライセンス生産品の移転や修理等の役務の提供を米国以外の相手方にも可能に。**
- (2) **部品の移転を総じて可能に。**

- ▶ 令和6年3月、**次期戦闘機(GCAP[†])**に関し、我が国の安全保障環境に相応しい戦闘機を実現するため、**我が国から第三国への完成品の直接移転について認め得るものとして、運用指針を改正。**
- ▶ 今後、実際にGCAPに係る完成品を我が国からパートナー国以外の国に移転する際には、**防衛装備移転三原則及び運用指針に基づいて移転の可否を判断することとなるが、通常の審議に加え、個別案件ごとに閣議で決定。**

† GCAP: Global Combat Air Programme



※ 現時点で豪州、フィリピン、タイ、フランス等15カ国

令和6年3月5日 参議院予算委員会
(GCAPについて説明する岸田総理)



最近の航空機産業の動き

- ▶ 航空機産業は、社会経済活動上・安全保障上、重要な存在。
一方、①防衛事業から撤退するサプライヤの増加、②民間と防衛の連携が限定的 などの課題。
- ▶ 航空機開発の機会は、その規模ゆえに必ずしも多くなく、民防双方で過度なプロジェクトの重複を避けつつ、民防の産業リソースを有効活用し、開発、認証、製造、アフターマーケットを含めた事業経験を積む機会を切れ目なく確保していくことが重要。
- ▶ 国際協力のもと我が国主導で戦闘機を開発する「グローバル戦闘航空プログラム (GCAP^{†1})」を、そうした貴重な機会と捉え、サプライチェーンの発展・強化やGCAPを通じて得られる知見の航空機産業全体への還元を目指す。
その上で、民航分野においてもGCAPから切れ目のない機会創出を目指した取組を進めていく必要がある。
- ▶ このため、三菱重工業株式会社 (MHI) と一般社団法人日本航空宇宙工業会 (SJAC) の共同出資による日本航空機産業振興株式会社 (JAIEC^{†2}) が事業を開始。MHIとSJACの知見を合わせオールジャパンでGCAPに参画。

†1 Global Combat Air Programme

†2 Japan Aircraft Industrial Enhancement Co. Ltd.

グローバル戦闘航空プログラム (GCAP)

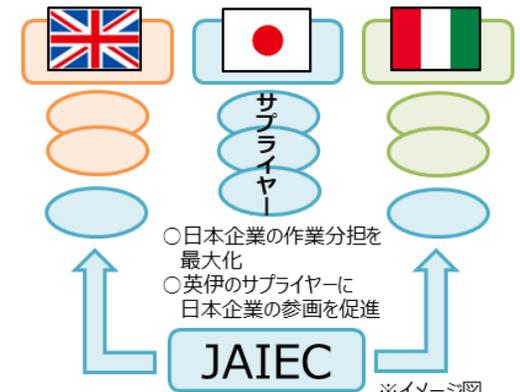
- ▶ 日英伊の3か国による次期戦闘機の共同開発。F-2が退役を開始する2035年頃に初号機の配備を目指す。

(次期戦闘機開発スケジュール(検討中の一例))

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
事業		構想設計～基本設計～詳細設計							試作機製造					地上試験		
														飛行試験		

JAIECの具体的役割

1. 企業の技術力等を把握することにより、日本の競争力が高い装備品などの提案を加速し、サプライヤとしての日本企業の参画を推進。
2. 型式証明・耐空性証明、デジタル・トランスフォーメーション、知的財産権の取扱い等のGCAPを通じて得られる様々な知見を、民間機も含めた今後の航空機開発で活用し得るよう、産業界に広く共有。



防衛装備移転に係る提言

(令和5年12月13日 与党国家安全保障戦略等に関する検討WT)

防衛装備移転に係る提言(主な概要)

現時点での与党間の合意事項については、速やかに改正(第一弾)。

引き続き議論が必要な事項(共同開発・生産した完成品の第三国直接移転、5類型の類型見直し)は、結論を得るべく議論を継続。

主な論点	主な改正事項
三原則前文 ※ 3つの原則 そのものは維持	国家安全保障戦略を踏まえ改正(装備移転の意義の追加、安保環境認識のアップデート等)。 運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて改正する旨を明記。
ライセンス 生産品の提供	米国由来以外も含むライセンス生産品(完成品を含む)をライセンス元国へ提供可能に。 ただし、自衛隊法上の武器に該当する場合、ライセンス元からの更なる提供については、我が国安保上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。
部品の移転	「部品」の定義を明確化(※)した上で、安保協力関係のある国に対しては、部品は総じて移転可能に。 ※ 「完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、それのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。」
国際共同 開発・生産	パートナー国が完成品を移転した第三国へ、我が国から部品や技術の直接移転を可能に。 ※ 我が国から第三国への完成品の直接移転については、議論を継続。
5類型	本来業務や自己防護に必要な武器の搭載を可能であることの明確化。 ※ 5類型における類型見直しの在り方については、議論を継続。
被侵略国への 非武器支援	侵略等を受けた国に対し、自衛隊法上の武器には該当しない装備品を移転可能に。 ※ 現在の規定:国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する 装備品等に含まれる防衛装備の海外移転
修理等の役務	米軍以外の安全保障協力関係のある国に対しても、修理等の役務提供を可能に。
審議プロセス等	自衛隊法上の武器の直接移転や第三国移転は、国家安全保障会議での審議・公表を基本。 ※ 初めて移転する国は、すべからず国家安全保障会議で、同様の武器を2回目以降移転する場合も、特に慎重な検討が必要な場合には、 国家安全保障会議で審議 国家安全保障会議で審議する場合には、あらかじめ与党と調整することを政府に求める。

併せて、「こうした措置の着実な実施を含め、防衛装備移転を戦略的かつ効果的に進めていくためには、官民一体となった推進体制が必要」とされ、「相手国のニーズ等を掘り起こし、案件の形成から実施、その後の支援までを総合的に行う実行主体が必要との意見があった」と記載。

日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議(DICAS[†])

† Forum on Defense Industrial Cooperation, Acquisition and Sustainment
(防衛装備庁長官と米国防次官(取得・維持整備担当)が共同議長)

- ▶ 日米同盟の長期的に重要な能力の需要を満たし、即応性を維持するため、令和6年4月の日米首脳会談において、**防衛産業協力の優先分野を特定し、共同開発、共同生産、共同維持整備を促進すべく、新たにDICASを設立することで合意。**
- ▶ 同年6月、共同議長を務める深澤長官とラプランテ米国防次官(取得・維持整備担当)は、**第1回協議を開催。ミサイルの共同生産、米海軍艦船維持整備、米空軍航空機維持整備、サプライチェーンの強靱化の4つの作業部会を設置することで合意。**
- ▶ 本協議において、防衛産業協力を進めていくにあたり、**日米双方が裨益する互恵的な事業にすること、防衛産業基盤強靱化を可能とするような行動及び政策を日米双方が柔軟に追求すること、特定された課題や障害を克服するために、全ての関係者が連携すること等の原則に双方が合意。**
- ▶ 同年7月の日米「2+2」においても、これらの取組を前進させることを確認。**特にミサイルの共同生産については、AMRAAM(空対空ミサイル)及びPAC-3MSE(地対空ミサイル)の生産能力拡大のため互恵的な共同生産の機会を追求することで合意。ミサイル共同生産作業部会が、本年末までに開催されるDICASにおいて、具体的な行動計画を提出することとなった。**



ミサイルの共同生産(イメージ)



米海軍艦船の維持整備



米空軍航空機の維持整備

国際展示会への出展等による情報発信

- ▶ 装備品等の国際展示会や在京大使館主催のフォーラム等へ、企業とともに防衛装備庁からも出展。外国要人に対し我が国企業の製品や技術の強みを官民一体で発信し、案件形成につなげる。
- ▶ 効果的な情報発信のため、広報動画も作成・活用。

Singapore Airshow (2024年2月 シンガポール・チャンギ)

装備移転や共同開発等の可能性のある装備品等について、模型やパネル等による展示を実施。官民連携の下、主に航空機の模型や構成品、関連素材等を展示。

(出展企業数：14社)



防衛装備庁ブース

EUROSATORY 2024 (2024年6月 フランス・パリ)

開催国に先進国としての防衛産業基盤が確立されていることを踏まえ、サプライチェーン協力及び国際共同開発の進展を目的とし、ドローン・宇宙・ネットワーク及び先端技術分野に関する企業が展示。

(出展企業数：15社)



防衛装備庁ブース

INDIAN OCEAN DEFENSE & SECURITY (2024年7月 豪州・パース)

インド太平洋地域における各国との防衛装備・技術協力の深化を目的とし、海洋安全保障を中心とした分野の能力向上に資する装備品等や技術を展示。

(出展企業数：11社)



防衛装備庁ブース

1. 我が国の防衛産業の現状
2. 防衛生産基盤の強化
3. 装備移転の推進
4. 今後の防衛産業政策の在り方

防衛産業政策に係る国際的な潮流

- ▶ 米国や欧州は、冷戦が終結に向かって以降、防衛産業への投資が減少傾向。
- ▶ 他方、今般のウクライナ侵略対応が長期にわたる中、装備品等の生産が逼迫。基盤の脆弱化が顕在化。**生産能力の再増強を喫緊の課題**として取り組むとともに、**国際的なサプライチェーン協力を推進**。
- ▶ その一方で、世界的な防衛需要の増加を、国内の防衛産業振興の好機と捉える国の動きも活性化。



米国

2024年1月、米国防省は、「国家防衛戦略2022」に基づき、「**国家防衛産業戦略**」を初策定・公表。
強靱なサプライチェーン、労働力の即応性、柔軟な取得、経済的抑止を優先事項として設定しており、特に、防衛産業の**余剰生産能力への投資を促進**するとともに、**国内生産を支援**。



欧州

2024年3月、欧州委員会（防衛産業宇宙総局）は、「**欧州防衛産業戦略**」を初策定・公表。
防衛技術・産業基盤の強化のための施策を打ち出すとともに、**EU域内防衛貿易額、EU域内防衛調達額、EU加盟国の共同調達額の割合についての目標水準を設定**。



豪州

2024年2月、豪国防省は、豪州の防衛産業政策の指針として「**防衛産業発展戦略**」を初策定・公表。
防衛産業が有すべき能力に優先事項を定め、その実現のための産業支援策を講ずることを基軸として、**輸出の振興とイノベーションの創出等により、主体的 (sovereign) な防衛産業基盤を確立・発展する方針**。



韓国

従前から「**防衛事業法**」や「**防衛産業発展・支援法**」に基づき、**装備品等の国産化と輸出を強力に推進**。
防衛産業は急成長を遂げており、2022年には**武器輸出額が173億ドル（約2.5兆円）に達**するとともに、**2023年には、輸出先をNATO諸国を含む12か国に広げるなど、多角化も推進**。

防衛産業との意見交換

- ▶ 防衛産業と問題意識等を共有し、官民連携を推進するため、累次の意見交換会を実施。
(令和4年から令和6年までの間、防衛大臣級3回、防衛装備庁長官級6回の意見交換会を実施。)



防衛事業の予見可能性について

- ▶ 「ステークホルダーの理解を得るためには、より将来の、中長期の見通しを説明することが重要。」
- ▶ 「予算の方向性や確保の見込みなどを国として示し、防衛事業の予見可能性を更に向上してほしい。」

装備移転の推進のための体制について

- ▶ 「運用者目線での説明など、民間企業のみでは対応しがたく、国主導で官民一体となって進めてほしい。」
- ▶ 「民生事業への悪影響など、レピュテーションリスクも懸念しており、国が前面に立ってほしい。」

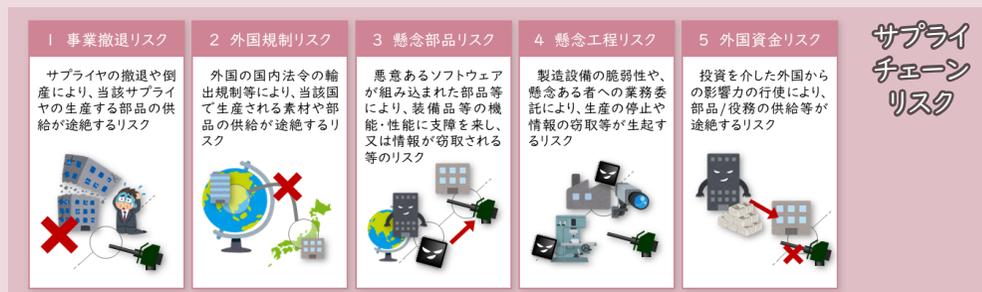
防衛技術について

- ▶ 「量子暗号や超電導技術等のように、日本に優位性がある技術分野を伸ばしていくことが重要。」
- ▶ 「先端技術に係る日米協力の深化が重要。米国にとっての日本企業の不可欠性を向上すべき。」

従来から引き続き対応の必要な課題

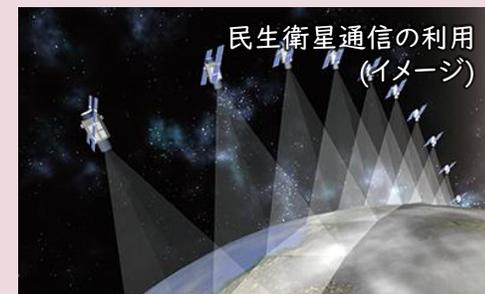
サプライチェーンリスクへの対応

- ▶ 懸念国製品の使用や部外委託等を介し、**装備品等に機能発揮の阻害要因が埋め込まれたり、機微情報を窃取されるリスクが存在。**
- ▶ また、原材料等の懸念国依存と、その輸出規制により、**装備品等の製造等が阻害されるリスクも存在。**



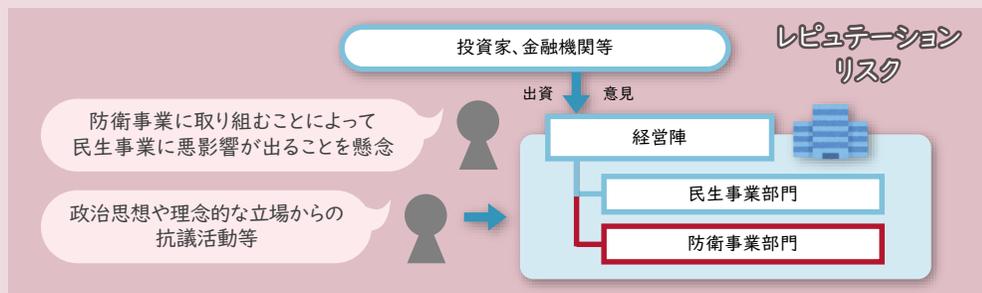
先端民生技術の取り込み

- ▶ 科学技術の進展により、**戦闘様相は一変。**先端民生技術の活用が、**戦いの趨勢を決する状況。**
- ▶ **優れた技術を防衛分野に取り込むため、**スタートアップ企業による新規参入や、既存の防衛関連企業とのマッチングが急務。



レピュテーションリスクへの対応

- ▶ 民生事業において**懸念国の市場**を有する場合など、**防衛事業(特に装備移転)に取り組むことによって民生事業に悪影響が出ることを懸念。**
- ▶ また、**殺傷の機能を有するものに関し、政治思想や理念的な立場からの抗議活動等も生起。**



併せて、防衛産業との関係について**コンプライアンスを確保し、防衛省・自衛隊への国民の信頼を回復することが急務。**

今後、一層重点的に対応すべき課題

十分な継戦能力の確保・維持

- ▶ 例えば、誘導武器等の射耗する装備品等も、製造には複数年を要するものが多数。
- ▶ 十分な継戦能力を確保・維持し、抑止力と対処力を万全のものとするには、平時からあらかじめ生産・備蓄しておくことが不可欠。
- ▶ 併せて、車両、艦船、航空機等といったプラットフォームについて、継戦能力の確保・維持の観点から、維持整備の基盤を確保することが不可欠。



装備移転の更なる推進

- ▶ 装備移転は、我が国の望ましい安全保障環境の創出等のため重要な政策的手段。また、産業としての成長性や生産余力を確保するには、販路の拡大なくしてはあり得ない。
- ▶ 他方、従前、自衛隊のみに向けて仕事をしてきた企業にとっては、リスクが高い事業。防衛生産基盤強化法に基づき一部の費用の助成等の支援を開始したところではあるが、外国政府等への発信力・営業力の強化など、更なる推進のための施策が必要。



人手不足への対応

- ▶ 人口減少社会に際し、防衛産業においても人手不足の問題が顕在化。高度な技術者・技能者のみならず、特にサプライヤを中心として、作業工程を担う労働者の総数としても不足し、事業継続に懸念が生じている。
- ▶ 製造工程の省人化・自動化の推進に加え、企業から外国人労働者の参画の可能性を問う声が挙がる中、機微技術・情報の保全上の課題等について整理が必要。



今後の防衛産業政策の在り方

今後、我が国防衛に必要な**国内基盤を維持・強化**し、持続可能なものとするため、また併せて、望ましい安全保障環境の創出のために**装備移転をより一層推進**するためには、戦略三文書や、防衛産業の現状と課題を踏まえ、その**中長期的に望ましい方向性を防衛産業戦略(仮称)**として国内外に明示し、これに応じた**企業の取組を牽引**することが必要。



防衛産業を取り巻く課題の背景

海外移転のハードル

- ▶ 過去長らくの間、武器輸出三原則等により、国内企業が海外市場を獲得することは至難。
- ▶ 防衛装備移転三原則等の策定以降、徐々に可能性が拓かれつつあるが、未だノウハウや実績に乏しく、スケールメリットの享受や国際競争力の強化に至ってはいない。

国内防衛需要への依存

- ▶ 国内防衛調達向けの専用設備や研究開発の費用は、初度費等や防衛生産基盤強化法に基づく措置により全額支出。
- ▶ 他方、海外防衛調達は、**相対的にリスクが高いと捉えられ、参入へ消極的になりがち。**
- ▶ また、防衛事業と民生事業は情報管理等の必要性から厳密に切り分けられており、**事業部門間の連携にハードルが存在。**

不十分な産業政策

- ▶ 防衛産業に対する国の従来の施策は、装備品等の安定的な製造等を確保する等の観点から講じてきたもの。
- ▶ 防衛産業の国際競争力の強化につながる、生産性向上やイノベーション創出を目的とした投資を行うことの積極的なインセンティブは、乏しい。

こうした状況が長期にわたって継続することで、

国内製の装備品等の技術面・コスト面等での向上が立ち後れ、

- ① 我が国として海外製の装備品等を取得せざるを得なくなり、**国内基盤が脆弱化・空洞化**
- ② 我が国として**国際競争力を有さない国内製**の装備品等を取得せざるを得ない状況が生起のいずれかの選択を迫られることとなるおそれ。

今後、検討を深めるべき論点

市場

これまで、国内防衛調達に主眼を置いてきたが、
今後は、これに加え、海外防衛調達及び民生分野の市場の獲得に、より力点を置くべきではないか。

コスト・利益

これまで、調達制度による適正なコスト負担と利益確保を重視してきたが、今後は、これに加え、市場拡大のスケールメリットによるコスト削減・利益率向上に、より力点を置くべきではないか。

技術

これまで、スピノフ^{※1}に主眼を置いてきたが、今後は、スピノン^{※2}も、より重視すべきではないか。

- ※1 防衛技術の研究開発事業を通じて得た成果を民生分野や海外防衛調達において活用。
- ※2 民生先端技術や海外防衛調達向けに開発した技術を自衛隊向け装備品等へ取り込み。

設備投資

これまで、初度費等^{※1}による防衛用途の設備投資が中核となってきたが、
今後は、企業の自発的な投資^{※2}も、より促進すべきではないか。

- ※1 防衛専用であれば国費により全額を負担。
- ※2 民生分野や海外防衛調達向けに整備した設備を自衛隊向けに活用。

政策

これまでの装備政策^{※1}に加え、産業政策^{※2}の視点と手段をより取り入れるべきではないか。

- ※1 装備品等の取得の確保を主な目的とする。
- ※2 産業競争力強化のための生産性の向上、イノベーションの創出を主な目的とする。

※ 今後、経済産業省等と密に連携し、防衛産業との意見交換等を進めていく。

以下、参考資料

防衛産業＝「国防を担うパートナー」

参考

国家防衛戦略（令和4年12月16日 国家安全保障会議決定・閣議決定）抄

Ⅰ 防衛生産基盤の強化

我が国の防衛産業は、自衛隊の任務遂行に当たっての装備品の確保の面から、防衛省・自衛隊と共に国防を担うパートナーというべき重要な存在であり、高度な装備品を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していく必要がある。そのためには、防衛産業において、防衛技術基盤の強化を通じた高度な技術力及び品質管理能力を確保することに加え、装備品の生産・維持・整備、改修・能力向上等を確保していく。



防衛産業における企業の具体例

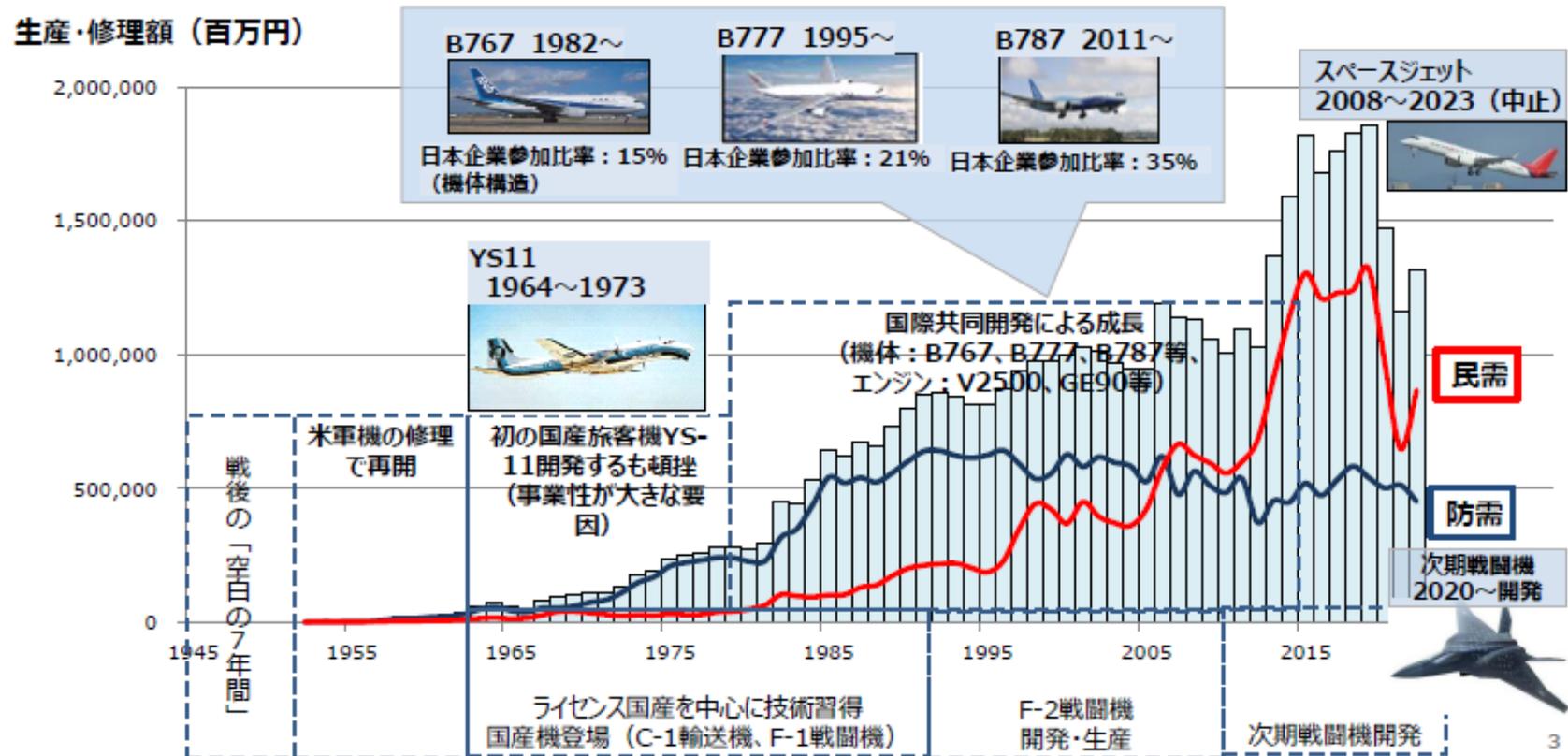
参考

防衛装備庁による装備品等の調達(中央調達)における**契約金額上位10社**(令和5年度実績)

順位	企業名	契約件数	契約金額	主な装備品等(契約件名)
1	三菱重工業株式会社	255 件	16,803 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・島嶼防衛用高速滑空弾(能力向上型)(その1) ・I2式地对艦誘導弾能力向上型 ・UH-60J救難ヘリコプター
2	川崎重工業株式会社	155 件	3,886 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・P-1固定翼哨戒機 ・C-2輸送機 ・島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術(その3)の研究試作
3	日本電気株式会社	271 件	2,954 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機借上 航空自衛隊クラウドシステム(共通プラットフォーム)借上その4(05増設) ・自動警戒管制システム等用装置借上(05換装) ・広帯域多目的無線機
4	三菱電機株式会社	126 件	2,685 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上 ・03式中距離地对空誘導弾(改善型) ・99式空対空誘導弾(B)
5	富士通株式会社	139 件	2,096 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛セキュリティゲートウェイのサービス提供に関する役務 ・MSIIオープン系システム用器材の借上(05更新) ・中央クラウド基盤機器(IaaS)の借上(その1)(05新規)
6	東芝インフラシステムズ株式会社	68 件	1,283 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・捜索用レーダ(HPS-106B・P-1用) ・機上電波測定装置 ・I1式短距離地对空誘導弾
7	株式会社IHI	31 件	1,257 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・水中無人機OZZ-100 ・次期戦闘機(その4)(2)次期戦闘機用エンジンシステム(その3) ・P-1用エンジン(F7-10・補用)
8	株式会社日立製作所	94 件	793 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・航空自衛隊クラウドシステム(セキュリティサービス(セキュリティ共通サブサービス)) ・サイドスキャンソーナー6形 ・電子計算機借上 航空自衛隊クラウドシステム(基地インフラセキュリティ監視装置)(05新規)
9	伊藤忠アビエーション株式会社	51 件	643 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・JSM ・高性能20mm機関砲性能向上器材 ・C-2搭載電子機器 構成品(輸入・その3)(5国)
10	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	3 件	580 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙状況監視(SSA)衛星システム(衛星その2) ・宇宙状況監視(SSA)衛星システム(地上その3) ・将来の宇宙領域把握(SDA)衛星に係る調査研究

防衛事業と民生事業の共存関係 (航空機分野の例)

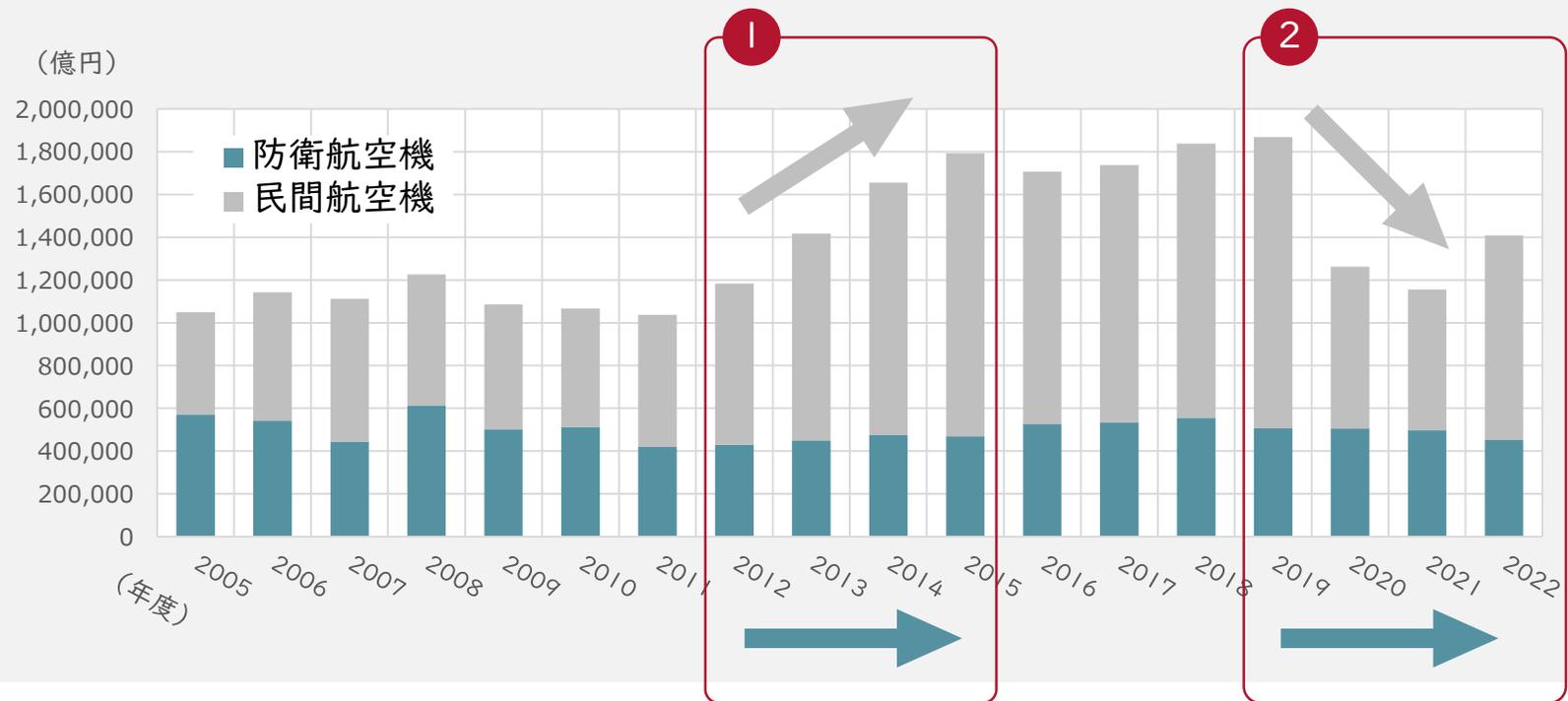
- ▶ 我が国防衛産業における防衛・民生両事業の共存関係は、その歴史的経緯によるもの。
- ▶ 航空機産業を例に挙げると、戦後の「空白の7年間」を経て、米軍機の修理等から事業を再開した後、防衛航空機のライセンス国産等を通じ、技術を習得。培った技術力により民生需要を得て成長してきた。



我が国企業にとっての防衛事業の位置付け (航空機分野の例)

- ▶ 近年、我が国の航空機産業は、特に民間航空機分野で成長(①)。
他方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、旅客需要とともに生産高も急激に減少(②)。
- ▶ ②の間も、防衛需要は継続して安定し、我が国の航空機産業を下支えする構図。防衛事業は、
民生事業が好調の場合には相対的に魅力に劣るが、民生事業が低調の場合には経営の支えとなる。

我が国における航空機生産高(防衛・民間別)の推移※



諸外国における防衛事業の規模・防需率

参考

右欄：防衛売上高(億ドル)
左欄：防需率

米国		
Lockheed Martin Corp.	90%	594
Raytheon Technologies	59%	396
Northrop Grumman Corp.	88%	323
Boeing	44%	293
General Dynamics Corp.	72%	283

英国		
BAE Systems	97%	270
Rolls-Royce	32%	49
MBDA	99%	44
Babcock International Group	67%	37
Serco Group	31%	19

フランス		
Airbus	20%	121
Thales	51%	94
Dassault Aviation Group	70%	51
Naval Group	99%	45
Safran	21%	42

ドイツ		
Rheinmetall	67%	46
ThyssenKrupp	4.5%	19
Hensoldt	92%	17
Diehl	26%	10

イタリア		
Leonardo	83%	125
Fincantieri	36%	28

ロシア		
Rostec	55%	168
United Shipbuilding Corp.	79%	40

韓国		
Hanwha Aerospace	50%	28
LIG Nex1	100%	17
Korea Aerospace Industries	72%	16
Hyundai Rotem	33%	8

イスラエル		
Elbit Systems	90%	50
Israel Aerospace Industries	82%	41
Rafael	98%	34

中国		
中国兵器工業集团有限公司	27%	221
中国航空工業集团有限公司	25%	206
中国航天科技集团有限公司	44%	196
中国電子科技集团有限公司	27%	151
中国航天科工集团有限公司	32%	118

スウェーデン		
Saab	89%	37

国産追求の考え方

参考

- ▶ 装備品等は、運用構想に合致する所要の性能を有するものを取得することが当然の前提。
- ▶ その上で、**基盤を国内において維持・強化する必要性が一段と高くなっていることを踏まえて、国内開発、ライセンス国産、国際共同開発・生産、輸入等といった取得方法から、適切なものを選択。**

(装備品等の主な取得方法)



- ▶ 装備品等を新たに取得するに当たっては、以下の分野を中心に**国産による取得を追求**。
 - ① 運用構想、性能、取得経費、ライフサイクルコスト、スケジュール等の諸条件を国内技術で満たすことができるもの
 - ② 有事の際の継戦能力の維持と平素からの運用、維持整備に係る改善能力の確保の観点から不可欠なもの（例：弾薬、艦船）
 - ③ 機密保持の観点から外国に依存すべきでないもの（例：通信、暗号技術）
 - ④ 我が国の地理的、政策的な特殊性を踏まえた運用構想の実現に不可欠なもの
 - ⑤ 外国からの最新技術の入手が困難なもの
 - ⑥ 経済的手段による外的脅威の対象となり得るもの
- ※ 国産による取得により難しい場合であっても、我が国への技術移転による技術力向上や将来的な我が国による改修の自由度の確保に努める観点から、**国際共同開発・生産又はライセンス国産による取得を追求**。

サプライチェーン調査

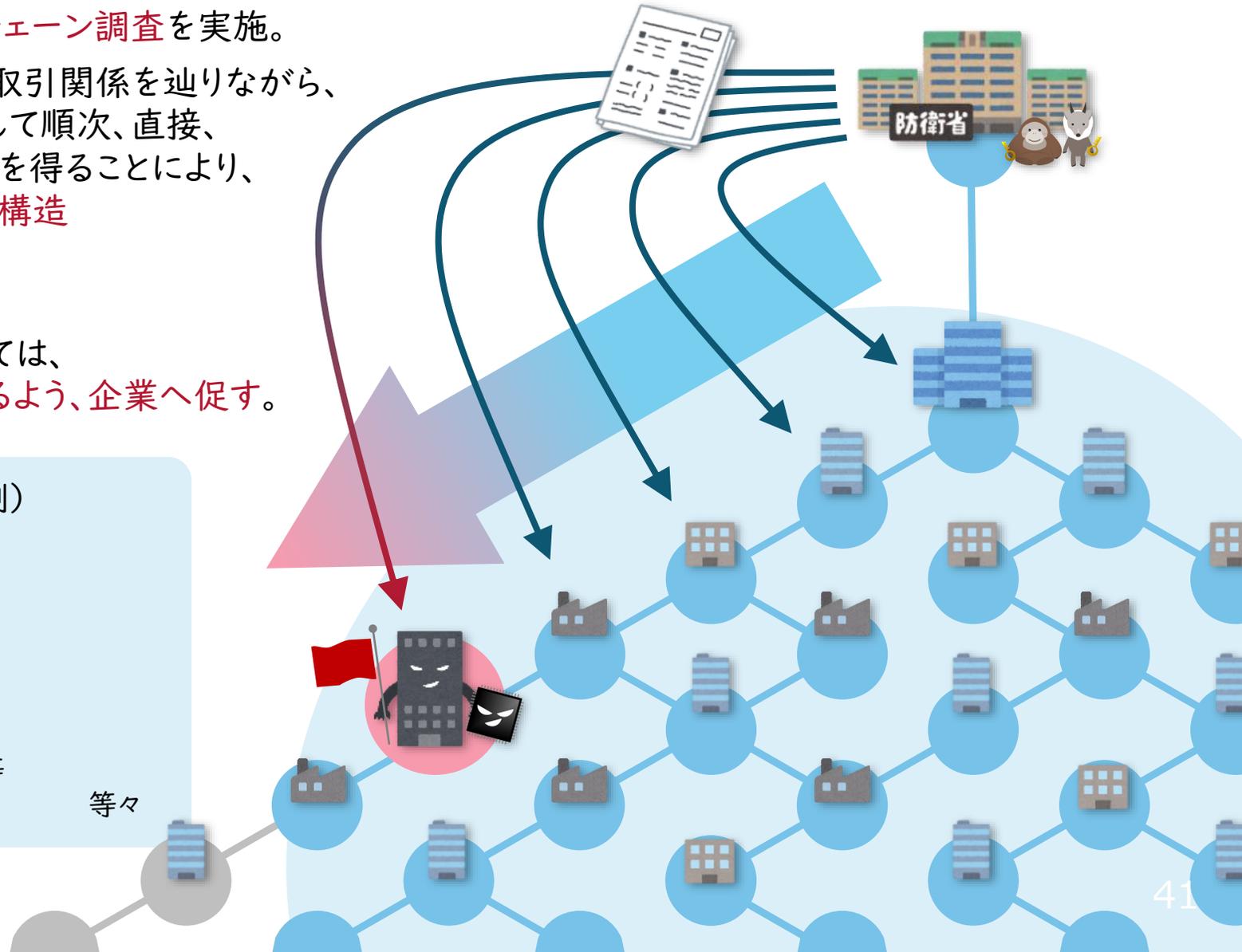
参考

- ▶ 防衛生産基盤強化法に基づき、**装備品等のサプライチェーン調査**を実施。
- ▶ サプライチェーン上の取引関係を辿りながら、防衛省から企業に対して順次、直接、調査票を送付し、回答を得ることにより、
 - ・ **サプライチェーンの構造**
 - ・ **リスクの所在・程度**を把握。
- ▶ **判明したリスク**に対しては、**特定取組**(次頁)を講じるよう、**企業へ促す**。

調査項目(例)

- ▶ 企業情報
- ▶ 事業の概要
- ▶ 取引先
- ▶ 製造等の体制
 - ・ 使用する原材料等
 - ・ 加工等の工程
 - ・ 必要な資格・技能等

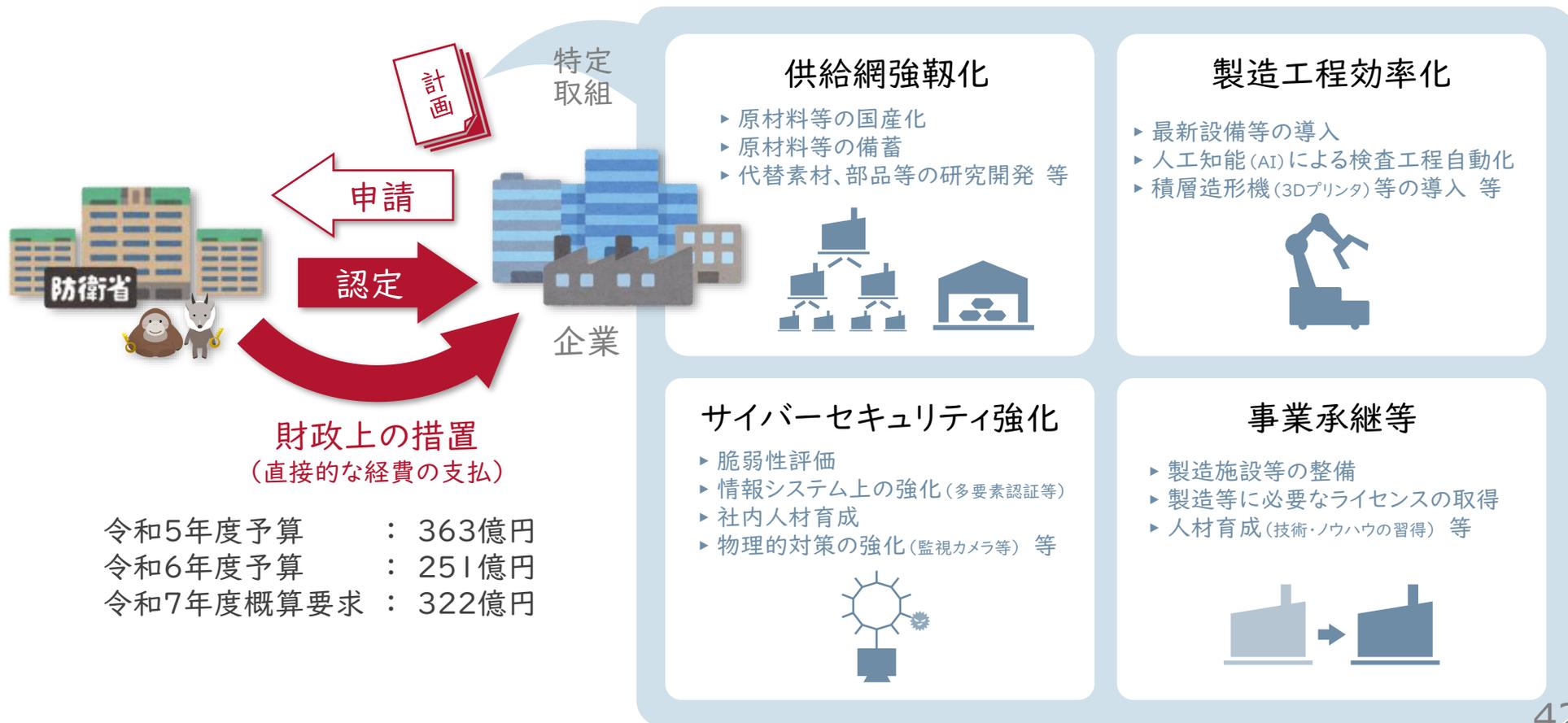
等々



装備品安定製造等確保事業

参考

- ▶ 防衛産業において、装備品等の製造、維持整備、研究開発等を**安定的に行う上で必要な取組**について、防衛省が（プライムのみならず、サプライヤに対しても）**直接的に経費を支払う**制度を創設。
- ▶ 装備品等の安定的な製造等に資する**4類型の取組（特定取組）**に関し、企業から計画を受付。基本方針に照らして適切と認められる場合において、これを**認定し、経費を支払う**もの。



フィリピン向け装備移転

参考

- ▶ 装備移転を実現するためには、単なるモノの輸出でなく、教育支援や維持整備支援等により相手国との関係を築くことが重要。

練習機TC-90の貸付・無償譲渡（平成29年）

- ▶ 海上自衛隊練習機TC-90のフィリピン海軍への移転として、
①教育所要の変更により早期用途廃止となった機体5機の移転に加え、
②パイロット教育 及び ③維持整備支援の協力をパッケージで進めた事業。
- ▶ 平成28年9月の日比首脳間での合意に基づき、平成29年3月に機体2機、平成30年3月に残りの3機を引渡し。
（最初の2機は当初、有償貸付としていたものを、平成29年6月に自衛隊法が改正されたことを受け、同年11月に無償譲渡に切替え）
- ▶ 教育・支援の面では、フィリピン海軍に対し、
操縦教育や維持整備業務教育を実施。（平成29年4月～令和3年3月）



海上自衛隊
練習機TC-90



引渡し式

UH-1H部品等の無償譲渡（令和元年）

- ▶ 平成29年10月、陸上自衛隊多用途ヘリコプターUH-1H全機の用途廃止により、エンジン、ブレードを含む部品等が不用となる。
- ▶ 平成30年4月、フィリピン国防省は、不用となったUH-1Hの部品等について、無償譲渡を防衛省に依頼。
- ▶ 平成31年3月から順次、部品等の引き渡しを行い、令和元年9月に引渡し完了。



陸上自衛隊
多用途ヘリコプターUH-1H

納入された警戒管制レーダー
（左：固定式、右：移動式）



警戒管制レーダーの移転契約（令和2年）

- ▶ 平成30年にフィリピン空軍が着手した警戒管制レーダーの選定に対し、三菱電機㈱が自社製レーダーを提案し、防衛装備庁は日本製レーダーの採用に向け活動を実施。
- ▶ 令和2年8月、フィリピン国防省と三菱電機㈱の間で同社製警戒管制レーダー・4基を約1億ドルで納入する契約が成立。我が国から海外への完成装備品の移転としては初の案件。
- ▶ フィリピン空軍に対し、2基のレーダーを納入済み（令和5年10月固定式、令和6年3月移動式）。



航空自衛隊による受託教育
（フィリピン空軍要員）

防衛装備移転円滑化基金

参考

- ▶ 防衛装備移転に当たっては、安全保障上の観点から、**移転対象装備品の仕様等を調整**^{※1}することが必要となり、これを国から企業へ求める場合がある。
- ▶ こうした対応は、装備移転を行おうとする**企業にとって過度な負担**となる場合があることから、令和5年度、指定装備移転支援法人^{※2}に基金を造成し、**仕様等調整の費用を助成する制度を開始**。

※1 アップ/ダウングレード、ブラックボックス化 等
※2 防衛生産基盤強化法に基づき、防衛大臣が指定。

